明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　一
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境七）　六
〔告　示〕
○昭和四十七年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第一号の一部を改正する告示
（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　七
〔官庁報告〕
国家試験
平成三十年司法試験合格者（司法試験委員会）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一三
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
平成二十九事業年度財務諸表（国立研究開発法人国立がん研究センター・国立研究開発法人国立循環器病研究センター・国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター・国立研究開発法人国立国際医療研究センター・国立研究開発法人国立成育医療研究センター・国立研究開発法人国立長寿医療研究センター）、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決関係　六三
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達、行旅死亡人関係　八三
会社その他
会社決算公告　八四
会社決算公告　八六

省令

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第四条第一項第一号及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の規定に基づき、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月三日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年